



## 4. 魚介類販売業



- ・店舗を設け、鮮魚介類（冷凍したものを含む。）を販売する営業です。
- ・魚介類を生きているまま販売するもの、鮮魚介類を専ら容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態で販売するもの、魚介類競り売り営業に該当するものは除きます。
- ・「専ら容器包装に入れられた状態」とは、合成樹脂などを用いて外部からの汚染を防止するための遮蔽性を確保した状態で食品を取り扱うものを想定しています。例えば、容器と包装を組み合わせた入れ物（発泡スチロールのトレーとラップ等）に食品を収納する形態です。
- ・加工紙やアルミホイルなどに覆われた程度では「容器包装に入れられた状態」ではありません。





## 4. 魚介類販売業



- ・鮮魚介類には、魚介類を活〆、放血、頭・内臓・鱗除去等したもの、切り身又はむき身、生干し等にしたものを含みます。
- ・魚介類販売業の許可を受けた施設で附帯的に魚介類を茹でる、焼くなどの調理を行うことは差し支えありません。
- ・仲卸は魚介類販売業の営業に該当します。

